平成２７年４月22日　第８号
編集　厚生労働省　社会・援護局
地　域　福　祉　課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援制度 ニュースレター

生活困窮者自立支援法の施行にあたって

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室長

熊木　正人

皆さんこんにちは。生活困窮者自立支援室長の熊木です。

いよいよ生活困窮者自立支援法が施行されました。皆様の地域における施行状況は如何でしょうか。

いつも申し上げていることで恐縮ですが、この制度は、これまでともすると「制度の狭間」に置かれてきた、したがって、本来であれば最も支援すべきでありながら支援が提供されてこなかった生活困窮者に、包括的な支援を届ける仕組みです。そのために、地域で新しいネットワークを構築し、参加し働く場を創造して、誰もが支え合う地域をつくっていくものです。

意義の大きい、可能性のある制度だと思います。だからこそ、国も自治体も台所事情が非常に厳しい中で、新規に立法してまで自立相談支援事業などを必須事業とし、それに対する国の義務的負担（国庫負担率３／４）の仕組みを設けました。そして、今年度予算では、国費で 400 億円、事業費では 612 億円という、少なくない金額を組んでいます。この制度は、国と自治体の真摯な協議と合意を踏まえ、国会で重い意思決定をして誕生し、それに財政的にも応えてスタートを迎えたということです。

この果実を、是非多くの生活困窮者に届けていただきたいと思います。

この号の内容

1　巻頭言　生活困窮者自立支援法の施行にあたって
2　コラム　就労支援における無料職業紹介の可能性
3　資料　法施行関連通知一覧

しかし昨年度のモデル事業の実施状況を拝見しますと、ひと月当たりの相談受付件数が数件に止まるという自治体が多くなっています。この制度の事業費を仮に日本の人口で割れば、この制度のために、０歳の赤ちゃんであろうと 100 歳のお年寄りであろうと、国民の皆様一人ひとりから 500 円ほどの拠出をお願いしているという計算になります。

私たち、国と自治体は、国民の皆様からいただいた、この拠出に見合った成果を上げる責任を、ともに有していると考えています。

全国津々浦々で始まった新しい制度ですので、施行状況が注目されています。自治体の皆様には、目標を定めて取り組んでいただくようお願いし、国では、相談受付件数について、人口 10 万人当たり月 20 件とするなどの目安値を設けました。評価は幅広い視点から行う必要があると考えますが、まずは広く相談を行うことが最初のポイントです。施行状況如何によっては、来年度の国の予算編成にも影響を生じかねません。必要があれば更に周知広報を行い、関係部署や関係機関との連携体制を強化して、早期発見・早期支援を行っていただければと思います。

その上で、相談がある程度来るようにな

厚生労働省　社会・援護局　地域福祉課　生活困窮者自立支援室
〒100-8916　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　電話 03-5253-1111（代表）（内線 2893）　ＦＡＸ03-3592-1459

れば、それに見合った支援体制を組むことが必要になります。そこで、制度が始まったばかりではありますが、次の点について、今一度お考えいただくことが、将来を見据えた重要な戦略になると思っています。

① 自立相談支援事業について、国庫負担基準に満たない金額で予算を組まれている場合には、改めて基準を勘案した体制を検討する。

② 出口戦略の上で重要な任意事業、特に就労準備支援事業や家計相談支援事業については、改めて事業実施や体制の充実を検討する。

これらは、例えば今年10月から実施するということも考えられないでしょうか。私どもは、今年度、国庫の追加協議をする予定ですので、各自治体の議会に補正予算を提出いただくことも検討いただけないかと思います。

この時期に補正予算などというと驚かれるかもしれませんが、この制度を運営するに当たっては、「徐々にやれば良い」「様子をみながら進めれば良い」という言い方は、敢えてしないとすることはできないだろうかと考えています。

確かに、新しい事業を創造することは、容易でないとお感じになるかもしれません。しかし、地域には、これまで「できない」を理由に対応されてこなかった大勢の生活困窮者が、今この瞬間にも支援を待っています。そして、モデル事業の状況からは、生活困窮者が自らＳＯＳを発することは大変難しいということがはっきりしています。「徐々に進めれば良い」とは、どうしても申し上げることができません。

そして、実際にやろうと一歩踏み出せば、実はそれほど難しくはないということも多いと思います。現にモデル事業を経験した自治体の多くは、暗中模索の中でも、大きな質的改善を図っています。そうしたモデル事業実施自治体の経験から具体的なノウハウを頂戴すれば、実は「できる」ことがたくさんあるはずです。

例えば、相談件数を増やすためには何が必要でしょうか。どの自治体でも、通常の広報は着実に実施されていると思いますが、生活困窮者が広報媒体に触れる機会すら限られているとするならば、より生活困窮者の目に触れる場所にチラシを置くなど工夫の余地がありそうです。

そして、何より関係部署や関係機関からの紹介が肝だと思います。この点に関し、関係者に新制度の概要や新制度でできることをお伝えすること自体は、難しいことではないと思います。ただし、どのような状態の方を毎月どの位紹介してほしいのか、より具体的に、より明確に共有することが大切で、それが実効性につながることになると思います。以上のことはすべて、他の自治体の取組例を皆で共有すれば、具体的な方策がたくさん出てくるものと思います。

是非とも「できない理由」を考えるのではなく「できること」から始めていただければと思います。

生活困窮者のための法律ができたということは、これまでしてこなかったことをする、すなわち「自治体が変わる」ということが求められているということです。外部の関係者は、「新制度が始まったけれど、役所や地域はどう変わるのだろう？」と、暖かさと厳しさの両方の眼差しで、皆様の行動に注目しています。

この制度を契機に、私たちはどのように変わったでしょうか。

当室も、できる限り皆様の相談やニーズに真剣に向き合い、考え行動したいと思います。当室にできることがあれば、いつでも声をかけ、相談してください。

皆様の中には、４月から新規に配属された方も多いと思います。今年度最初のニューズレターですので、改めてごあいさつをさせていただきました。今年度も何卒引き続き宜しくお願いいたします。

コラム Column

就労支援における無料職業紹介の可能性

無料職業紹介とは

「無料職業紹介」について、皆さんはどんなイメージを持たれているでしょうか。自立相談支援事業において認定就労訓練事業のあっせんや職業紹介を行うに当たり、無料職業紹介事業の届出(注)が必要なことはすでにご存知かと思います。無料職業紹介事業は、ハローワークが実施する職業紹介が典型例で、求人者と求職者の間で雇用関係の成立を無料であっせんすることをいいます。自治体が行政施策を効果的に実施するに当たり無料職業紹介が必要であると判断すれば、都道府県労働局への届出を経た上で、実施できることになっています。

これまで自治体においては、U ターン就職の促進(U ターン希望者を地元企業にあっせん)、待機児童対策(保育士有資格で働いていない方を保育士不足に悩む保育所にあっせん)といった分野で導入されてきました。

この無料職業紹介事業を活用すれば、複合的な課題を抱えた生活困窮者の状況に応じた求人開拓をし、就労支援を実施していく上で大きな可能性が広がります。今回は、その事例として大阪府豊中市の実践を紹介します。

大阪府豊中市の「地域就労支援センター」

豊中市の「地域就労支援センター」は、障害者や母子家庭の母、高齢者、就業経験の乏しい若者など就労に困難を抱える方々に対する就労支援を行っています。隣接市域も含め現在約 3,000 社の企業情報を有し、約 800 社から登録を受け、毎年 300～400 社から求人を受けています。無料職業紹介事業を行うに当たっては、利用者(生活困窮者)側に配慮するだけでなく、企業側の求人ニーズや業務改善に関わるという視点を重視しており、これが事業者との信頼関係を築き、利用者が働きやすく職場に定着していける関係づくりにつながっています。

企業側にとってみれば、単に「社会貢献のために就労困難者を雇ってみませんか」と言われるより、「人材確保で困っていませんか」という投げかけがあった方が関心を持ってもらいやすいと考えられます。豊中市の取組では、例えば長時間労働のためになかなか応募がなく、応募があっても長続きしなかった業務を2つに分割し、そこに2人の就労困難者を紹介して業務継続につなげたというような事例があります。また、定着支援として、一般就労後も3ヶ月から6ヶ月程度にわたり定期的に利用者と面談等を通じたアフターフォローをしつつ、企業側からの相談に応じたり両者のコミュニケーションの仲介なども実施しています。

なぜ自治体が？

ここまで読まれて「その仕事はやっぱりハローワークに頼みたいな」と思われる方もおられると思います。しかし豊中市が自ら無料職業紹介に乗り出したのは、ハローワークにつないでいるだけでは自治体として企業との関係づくりができず、就職後のきめ細かな定着支援ができないからだそうです。生活困窮者支援においては、ただ対象者が就労するだけでなく、職場に定着し生活を軌道に載せていくことが目的であることに立ち返れば、どなたもご納得いただけるのではないでしょうか。

とはいえ、企業・事業所との関係づくりを息長く積み重ねていくといっても、何から手をつけたらよいかわからない、という自治体もまだ多いのではないかと思います。豊中市の場合も、平成 15 年に地域就労支援センターが開設され、無料職業紹介事業は平成 18 年から開始しており、その後の長い蓄積があって本稿でご紹介した現状まで発展されたものです。自治体ごとに、商工関係部門や労働部門など既に庁内に蓄積されているネットワーク・情報とも連携しながら、それぞれの就労支援の形を組み上げていただきたいと思います。(室長補佐　渡邊)

注:　事業自体を民間委託する場合は、自治体からの届出ではなく委託先から許可申請をすることが必要となります。

(編集後記)法施行後初のニュースレターをお届けします。前号に掲載した桜もすっかり葉桜になってしまいました。この号から毎月1回(毎月20日ごろ)発行を行うとともに、自治体短信、Q&A のほか、レポート(報告)やコラム(解説)などのコーナーを設けて紙面を充実する予定です。読者のみなさんのご意見(ご質問)をお待ちしています。(た)

【資料】　生活困窮者自立支援法施行に係る通知等一覧

法施行に際し、以下の通知等を発出しているので、事業の実施にあたりご参照下さい。これらの通知等については、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む）に周知いただくとともに、各福祉事務所設置自治体におかれましては、関係機関（法に基づく事業を委託する場合は、事業受託者を含む）にも情報提供等いただきますようお願い致します。

法令、関係通知等	主な内容等	公布・発出等の時期
生活困窮者自立支援法施行令	各事業の国庫負担・補助基準等	平成 27 年２月４日公布
生活困窮者自立支援法施行規則	住居確保給付金、就労準備支援事業、一時生活支援事業の対象要件、就労訓練事業（中間的就労）の認定基準等	平成 27 年２月４日公布
国庫負担に係る厚生労働大臣が定める基準	自立相談支援事業に係る国庫負担の基準	平成 27 年３月２日公布
生活困窮者自立支援制度に関する手引き策定について	自立相談支援事業の手引き（標準様式含む）、就労準備支援事業の手引き、一時生活支援事業の手引き、家計相談支援事業の手引きといった事業の具体的な実施方法等について記載	平成 27 年３月６日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知
新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集	平成 26 年 11 月 17 日付けで提供した制度全体、予算、各事業に関する質疑応答集を充実させたもの	平成27年３月19日提供
就労訓練事業の実施に関するガイドライン	認定就労訓練事業を行う者が遵守すべき事項	平成27年３月25日厚生労働省社会・援護局長通知
生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について	支援決定、住居確保給付金の支給、就労訓練事業（中間的就労）を行う者の認定など、自治体事務に関するマニュアル及び様式集	平成27年３月27日厚生労働省社会・援護局長通知
生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について	「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」、「生活困窮者自立支援制度と労働基準行政との連携について」「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について」、「生活困窮者自立支援制度と職業安定行政との連携について」等の各施策・制度との連携等に関する通知	平成27年３月27日当室事務連絡等（一部３月 31 日）

※　これらの通知については、厚生労働省の「生活困窮者自立支援制度」ホームページにおいて順次掲載しています。また、「全国担当者会議資料」、「最新情報」（例えば、No.28 では、「就労訓練事業のあっせんに関する職業紹介の手続マニュアル（ポイント版）」を提供）、「自立相談支援機関における使用帳票類標準様式帳票類記入要領（及び記載見本）」「人材養成研修資料」などについてホームページに掲載しています。